

## 宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和2年10月23日(金)  
午前10時から審議終了まで  
場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) (仮称)ドラッグコスモス国富店の新設に係る届出について
- (2) (仮称)ダイレックス新西都店の新設に係る届出について
- (3) ダイレックス早鈴店の新設に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和2年度 第3回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和2年10月23日(金)  
午前10時から午前11時10分まで

出 席 金谷会長、黒木委員、嶋本委員、  
関戸委員、小島委員、高橋委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) (仮称)ドラッグコスモス国富店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
- ② 地元説明会の状況(事務局)
- ③ 国富町からの意見説明(事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 | 事務局から説明があつたが、何か意見、質問等はないか。

金谷会長 | 地元説明会について、説明会の開催に代えて行った大規模小売店舗立地法規則第13条第2項の規定する周知とは具体的にどのようなことか。

事務局 | 地元説明会が開催できない場合は代替措置をとることになっており、当該店舗については、県の規定に則って、周辺住民へ新聞の折り込みチラシによる周知を実施している。

黒木委員 | 騒音については問題ないと思うが、建物の裏側にある従業員駐車場について、どういう使われ方をするのか。夜間に使用されることはないか。

事務局 | 従業員駐車場として設置しており、一般の方には案内をしていない。従業員駐車場については、大店立地法の騒音評価の対象外としている。

高橋委員 | 折り込みチラシの内容はどのようなものか参考までに教えてほしい。

事務局 | 届出内容を1枚にまとめたもので、店舗面積や駐車場台数、営業時間等の情報、県庁及び県内4カ所の出先機関で届出の縦覧が可能であること及び届出内容について意見を述べるができることの案内を記載している。通常の説明会ではもう少し詳しい情報を提示できるが、折り込みチラシでは概要を示し、問合せ等があればコンサルや県に連絡してもらうようにしている。

高橋委員 | 周知する周辺地域とはどのくらいか。

事務局 | 枚数は、新聞折込が4500部ほどで、国富の本庄地域に折り込みを実施。

小島委員 国富町には景観条例がないようであるが、県の条例があるので、緑化についてご配慮いただきたい。

事務局 当該店舗は、のり面に芝を張るということで緑化届出がされている。

金谷会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

（異議なし。）

それでは、そのように知事に答申することとする。  
ありがとうございました。

(2) (仮称)ダイレックス新西都店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 西都市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 概要書の17ページ、搬出入車両走行音の発生回数が1回と2回に分かれているのはどう  
いうことか。

事務局 資料-8（騒音発生源位置図）をご覧いただきたい。搬出入車両の走行ルートとして4つ  
地点が示されている。出入口では入庫で1回、出庫で1回、合計2回とカウントするが、バ  
ックの走行はカウントしない取扱いであるため、切り返し等の関係で1回しかカウントしな  
いルートがある。

関戸委員 夜間の来客車両走行音は今回は含めていないのか。

事務局 駐車場を利用できる時間帯が10時までとなっており、夜間の時間帯の10時以降には来  
客車両走行音は発生しないという届出となっている。

関戸委員 これまでは、10時閉店の場合でも夜間の来客車両走行音は発生するという取扱いではな  
かったか。

事務局 通常であれば、営業時間が10時まで、それに伴い来客が駐車場を利用できる時間帯も1  
0時30分までとなるが、今回は店舗側の配慮によって、営業時間を9時45分まで、駐車  
場利用時間を10時までとする運用になっている。

|      |  |
|------|--|
| 小島委員 | 目隠しフェンスは、住民の要望があったのか、それとも先に店舗側が配慮されたのか。  |
| 事務局  | 店舗側の配慮として設置したと聞いている。   |
| 関戸委員 | 出入口No.1は搬出入車両の出入口として通常は閉まっているのか。   |
| 事務局  | 搬出入車両と来客車両の併用である。  |
| 関戸委員 | 市道山角矢生町線から南進してきた車両が細い道（市道山ノ神平田線）から入ることはあまりないか。   |
| 事務局  | 出入口No.1から入り、店舗敷地の駐車場が空いてなければ隔地駐車場の方に移動する流れになると思われる。  |
| 金谷会長 | 次の届出にも共通するが、緑化の計画が全くないがいかか。  |
| 小島委員 | 条例があるのに緑化がないということなので、緑化をお願いしたい。今回緑地がないということだが、他店舗では比較的緑化や店舗の色に配慮しているものもある。他の店舗まで広がれば景観のためによいと思う。   |
| 事務局  | 事前協議の段階で緑化がない場合には、できるだけ緑化していただくようお願いをしている。西都市やこの後の届出の都城市は、景観条例を定めており、強制ではないが緑化に努めることを規定しているため、このようなことをご理解いただきながら引き続き緑化の配慮についてお願いしていきたい。  |
| 金谷会長 | 他に何か意見、質問等はないか。<br><br>意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。<br><br>「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。<br><br>それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。<br><br>(異議なし。)<br><br>それでは、そのように知事に答申することとする。<br>ありがとうございました。 |

(3) ダイレックス早鈴店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 都城市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 来客車両走行音の発生回数について、昼間の等価騒音では日来店台数690台×2回という数字を使用している。夜間の発生回数はピーク1時間当たりの来店台数87台を使用しているが、安全側に立って評価しているため問題はないが、使用する根拠として台数が多い印象がある。これは事務局側から指導しているのか、会社側がこういう数字を出されたのか。

事務局 事務局から具体的に指示を出しているわけではないが、コンサルタントが安全側に配慮してピーク1時間あたりの台数を評価根拠として使用している。

高橋委員 住民説明会の要望で出た側溝の蓋がけについては店舗側でできるのか。

事務局 通常設置するのは道路管理者である市だが、住民側の意見に配慮して店舗側が設置するということであれば、市に届出を行えば設置することは可能と思われる。ただし、店舗側がどこまで対応するかはわからない。

金谷会長 都城市からの留意事項で車止めの設置があるが、市としてこのような安全面について対策していくという傾向が強いということによろしいのか。

事務局 市の会議の中でお願いが出たと伺っている。

金谷会長 細い道に入らないための案内表示看板の形状ははっきりしているか。

事務局 詳細については不明。

金谷会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

（異議なし。）

それでは、そのように知事に答申することとする。  
ありがとうございました。

## 5 閉会